

墨田区告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記1に掲げる施設を利用する者からの使用料の徴収（墨田区社会福祉会館に申請があったものに限る。）については、下記の2のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

記

1 委託施設

社会福祉会館

2 委託内容

(1) 委託の相手方

株式会社E L S

代表取締役 小濱 豊

墨田区墨田四丁目34番1号

(2) 委託期間

令和8年4月1日から

令和9年3月31日まで

(3) 委託時間

月曜日から金曜日 午後5時から午後9時まで

土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜日 午前9時から午後5時まで